

## 引 受 事 務 要 領

受付方法	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付 所在地：日向市江良町 4-9 (最上段：会長)</p> <p>(2) 電話による受付 電話番号：090-2588-0734 (厚東) (0982-54-1065) 090-8661-5318 (藤瀬)</p> <p>(3) ファクシミリによる受付 FAX 番号：0982-66-0616 (厚東) 0982-52-2962 (藤瀬)</p> <p>(4) 電子メールによる受付 Add：sadaki-koto@sky.plala.or.jp (厚東) fujisepilot@gmail.com (藤瀬)</p>
受付事項	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、国籍、総トン数、全長、喫水、多層甲板該当の有無、速力、積荷の種類、乗組員の国籍及び数、仕出港及びその日時、仕向港</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第 3 条）、運航者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻、出港予定日時</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
当直表	<p>会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎年 3 月に 1 年間の当直表を作成し、公表するものとする。</p>
受付条件	<p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の 15 時間前までに申込みされたものであること。</p> <p>(2) 原則として予定時刻の変更は、2 時間前までにされたものであること。</p> <p>(3) 当該水先の求めについては、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>(4) ユーザーからの水先人指名の対応は、別紙「指名対応基準」による。</p>
会員への連絡	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、電話及びファクシミリその他確実な手段により、遅滞なく当直会員に連絡するものとする。</p>

別表2（施行規則第7条関係）

平成30年4月1日  
細島水先区水先人会

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1年未満	2.5万総トン未満の船舶
3年未満	<u>5万</u> 総トン未満の船舶
3年以上	すべての船舶

二級水先人の業務制限については、過去の業務経験年数、担当した船種、船型などを考慮し、会長が適当と判断した上決定する。